

令和7年 滑川町農業委員会 第1回総会 議事録

召集月日	令和7年1月16日(木)				
開 会	令和7年1月24日(金) 午前9時25分				
閉 会	令和7年1月24日(金) 午前10時10分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中13名出席、1名欠席)					
1	杉田京子	出席	8	齋藤哲男	欠席
2	飯塚久雄	出席	9	能見義夫	出席
3	赤沼 裕	出席	10	田幡只夫	出席
4	北堀 高茂	出席	11	石川光男	出席
5	大嶋 剛	出席	12	井上茂昭	出席
6	吉田利好	出席	13	吉田 昇	出席
7	齋藤美津子	出席	14	贅田基司	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中9名出席、0名欠席)					
下福田	小林 隆	出席	伊古	瀬上 勉	出席
上福田	小久保透	出席	中尾・水房	山下 武	出席
山 田	服部雅俊	出席	羽尾1	田島康男	出席
土 塩	杉田照秋	出席	羽尾2	矢島一男	出席
和泉・菅田	鈴木康夫	出席			
参 与 者			書 記	事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	10番	田幡只夫	11番	石川光男	

第 1 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 1 号	法令順守の申し合わせ決議について
日程第 3	議案第 2 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 4	議案第 3 号	農地法第 5 条(知事)について
日程第 5	議案第 4 号	統合調査(利用状況調査・荒廃農地調査)の 集計結果について
日程第 6	議案第 5 号	地域農業経営基盤強化促進計画（地域計 画）に関する意見決定について
日程第 7	議案第 6 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移 動）について
日程第 8	議案第 7 号	農地法第 5 条（届出）について

顛 末

○開 会

事務局 皆さん、おはようございます。令和7年第1回の農業委員会総会を始めさせていただきます。欠席の報告ですが、農業委員、議席番号8番齊藤哲男委員から欠席届が提出されています。農地利用最適化推進委員の欠席者はございません。最初に北堀会長より、ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

会長 委員の皆さん、おはようございます。また年も明けたことで新年あけましておめでとうでございます。今年もよろしく願いいたします。令和7年度第1回の総会にお忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。寒い日も続き、体調管理及び指導をお願いします。私も風邪を引いてなんとか調子が戻ってきたところですが、今年も大変、寒さが厳しく、風邪等も流行っているようです。十分な体調管理をよろしく願いいたします。それから、今週の月曜日1月20日に、滑川町初の農業担い手育成塾の会議が行われました。これは滑川町において、農業生産に関わる多様な人材育成ということで、滑川町の農業の担い手を育成するということで、補助金や支援を行い、人材育成をしていくということです。私も初めて参加したのですが、内容もまだ詳しく理解しておりません。会議には、各方面からいろいろな人が集まり、研修者として、〇〇〇市に住む□□□さん26歳の方が、「滑川町でイチゴ栽培をしたい」ということで、入塾希望審査が行われました。現在は、□□□でイチゴの研修を行っています。この研修期間が2年位、それが終了次第、滑川町でイチゴ栽培を行いたいという本人の希望によるものです。この研修が終わらないと、補助や支援もできないので、人材育成に皆さんのご協力をお願いします。農地は最初2反ぐらいから始めて、4反ぐらいまで規模を拡大していく。イチゴの品種は、あまりん。この方は、高校生のときに農業に興味を持ち、東京の農業大学に入り、経営のノウハウを取得して、それから東京豊洲の市場で、野菜などの競り関係を4年間ぐらい勉強したそうです。いよいよ本格的に自分でいろ

いろ土地を探し、この滑川町でこれから農地の確保をしたいとのことなので、その機会にはぜひ協力して土地を用意し、成功させて次の農業を担う人が増えていけばいいと思います。それから、2月13・14日には、農業委員会の視察研修、今回は初めて認定農業者と合同で行います。山梨県の□□□などでの、研修となっております。もしパンフレットとの事業所で何か質問等ありましたら、いろいろ質問して、いろいろ学んで滑川町に何か生かされればと思います。それでは、本日提案された議案の慎重審議を皆さんにお願いして、会長の挨拶とさせていただきます。大変有難うございました。

事務局 ありがとうございます。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

議長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中13名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和7年滑川町農業委員会第1回総会は成立をいたします。これより開会いたします。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は、担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号10番田幡委員、議席番号11番石川委員にお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願いいたします。以

上で日程第1を終わります。

○議案審議

議 長 日程第2、議案第1号「法令順守の申し合わせ決議について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程いたします。資料は、議案書1頁と議案第1号資料と記載されているものになります。これは、平成元年に不祥事がつづいたため、年に1回このようなことが起きないようにと確認のいみで行っております。不祥事については、個人情報記載された物の紛失、農地を無断で転用すると知りながら農地法上の手続きを進めた、農地転用に便宜を図り、見返りにお金をもらった、県外研修の際の昼食時に飲酒等を行った等がありました。こちらの不祥事資料は、最初の臨時総会でお渡ししております。それでは、改めまして朗読させていただきます。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令にのっとり適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底されなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。記、1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令にのっとり適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会報第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和7年1月24日、滑川町農業委員会。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいま事務局から、本議案の趣旨

について説明がありました。それでは、この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、本議案について決議することに承認の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号については、承認決議となりました。それでは、滑川町農業委員会での「申し合わせ事項」ですので、今後も遵守いただくようお願いいたします。日程第2は以上になります。

議 長 日程第3、議案第2号「農地法第3条(委員会)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第3条(委員会)について」をご説明いたします。今月の申請件数は2件、合計945㎡になります。それでは議案書1頁、議案第2号資料1-①をご用意ください。番号1申請地は、大字○○○字○○○×××番×××、畑、農業振興地域内の農地、507㎡になります。譲渡人は、○○○県○○○市○○○×××○○○、□□□様です。譲受人は、○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請事由ですが、営農規模拡大のため、贈与により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。取得する農地適正利用を含めての審査になりますので、ご審議のほど宜しくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

2 番 4班班長、2番飯塚です。今回4班は、3件の申請がありまし

た。1月21日火曜日午前8時より、4班農業委員4名、農地利用最適化推進員2名で現地調査を実施しました。詳細につきましては、担当委員である田幡委員に説明をお願いします。

- 10 番 農業委員 10番田幡只夫です。説明申し上げます。今班長から説明がありました通り、現地調査を行いました。現地につきましては、〇〇〇を出て、〇〇〇を南に向かい、〇〇〇の信号機を左折し、約×××m行ったところをさらに右折した坂を下りた右側の土地でございます。本件土地につきましては、譲渡人、□□□さんは□□□さんの弟で、相続で取得をし農地を持っていましたが、〇〇〇の方に住んでいるため耕作及び管理には来られないということから、兄の□□□さんに戻して、耕作、管理していただきたいというものでございます。現地はしばらく耕作していないことから、多少雑木等が生えておりますが、譲受人の意見では、自分に所有権が移ったときに、きちっと整備をして耕作をしたいということです。譲受人本人は、今も農業で耕作しておりますので、トラクター1台、それから農具一式を持っており、耕作には支障ないということです。また、野菜等を作りたいというお話をしております。そしてこの土地につきましては、現地を確認した結果、各境界にコンクリート標柱が全部入っております。ただし北側の土地隣接地が山林で山林がほとんどこの当該土地にかぶっております。□□□さんの意見としては、この木をどうかしていただきたいというようなお話がありました。後で山林の土地所有者等を調べて、対応したらどうかというお話をしておりますが、町の方でもご意見を伺いながら、これから耕作しやすいような土地にしていけたらいいかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、□□□さんについては、耕作には支障がございませんということです。慎重ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 〇〇〇地区推進委員□□□です。申請者は、何種類もの野菜を作付けされており、農地をきちんと管理されております。申請地は、自宅から近いところにあり、管理しやすいとのこと。周

辺地域への影響はなく、特に問題はないと思われます。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請のとおりで、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第2号番号1については、許可と決定いたしました。続きまして、議案第2号番号2をお願いします。

事務局 番号2をご説明いたします。資料は、議案第2号資料2-①をご用意ください。申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、319㎡、同じく×××番×××、119㎡でいずれも畑で農業振興地域内の農地になります。譲渡人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××□□□様です。譲受人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請事由ですが、自家消費用の畑として利用するため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないこととなります。それは、経営状況調査等をもとに判断となりますが、今回譲受人は所有・耕作している農地はございません。そのため取得する農地について、適正に耕作ができるか、耕作計画を見ての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

2番 4判班長の2番飯塚です。先ほど1件目の申請と同様に、申請

案件の現地調査を行いました。詳細につきましては、担当委員である田幡委員に再び説明をお願いします。

- 10 番 それでは説明申し上げます。申請番号1番の土地の東約×××mのところに行った土地でございますが、以前、農業委員会の方でご審議いただいた、案件で宅地化した土地に隣接する農地でございます。譲渡人、あるいは譲受人とも前回と同様な方でございます。譲受人の□□□さんにつきましては、実際には、今は農業をしていませんが、宅地に隣接する土地で、野菜等を作ってこれから子供たちを育てるのにそういったものを使用していきたい、というような強い要望がございます。現地につきましては、以前地積調査をされた境界標中が入っておりますが、1ヶ所だけ、境木の中心になるので境木を取ることができなく、そこには木杭が置いてありましたが、それ以外については全部コンクリート標柱が入っております。□□□さんの農業の状況は今申し上げましたように今までは耕作はしてなかったわけですが、この土地を取得後は、耕作をしていきたいということで、農具につきましては、草刈一台、三角ホー2本、その他耕作に必要な鎌等がございました。それほど大きな土地でないので、宅地に隣接している土地ですので、家庭菜園的にやるには十分かなというふうに認識しております。以上のことから、支障ないというふうに思いますが、ご慎重ご審議お願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 ○○○地区推進委員□□□です。現地調査を行った結果雑草が生えておりますが、申請者は野菜作りに意欲的に取り組もうとしており、今後農地としてきちんと管理していくと思われれます。近隣の自宅以外は、農地と山林であり周辺地域への影響はないと思われれます。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいたしました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請のとおりで、議案第2号番号2については、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第2号番号2については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、日程第4、議案第3号「農地法第5条(知事)について」を議題とする前に番号1番号2については代理人から取り下げを受けておりますので番号3からの審議となります。事務局より、説明をお願いします。

事務局 番号3、議案書3頁、図面は議案第3号資料3-①から②になります。それでは説明いたします。申請地は、比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、270㎡になります。農地の区分は、10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断いたします。譲渡人は、〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様。譲受人は、〇〇〇×××番地×××〇〇〇、□□□様。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、専用住宅を建築したいというものです。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いします。

2番 4班班長2番飯塚です。4班の3件目の申請案件になります。先ほどの3条の案件同様、現地調査を行いました。詳細につきましては、担当員である大島委員に説明をお願いします。

5番 4班、5番大島剛です。班長がおっしゃった通り、1月21日午8時より、現地調査を行いました。この土地は〇〇〇から北に向かい、信号を右折し、町道×××号線を×××m位行き、南に右折し、×××m位行ったところの土地です。本物件につきましては、隣接する周辺は、宅地分譲が進んでいる土地でございます。

理由書がありますので、読み上げさせていただきます。理由書、現在私は、〇〇〇町内の借家にて2人で生活をしております。借家住まいなので、家具等の生活用品及び日々のものが増え、部屋が手狭になりましたので、かねてより自分の家を持ちたいと思い、町内で暮らせる土地を探しておりました。〇〇〇町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××は、敷地面積的に良いのですが、北側傾斜地のため、崖による建築の制限が出てしまうので断念しました。そして今回の土地申請は、現在の生活環境もほとんど変わらず、勤務先も現在、滑川町から〇〇〇町にあります、〇〇〇までの通勤なので支障なく、立地的にも十分希望がかないますので、専用住宅（自己用建築委託許可申請手続き）をするものです。なお、私は自己所有の土地はありません。駅に近いことから、利便性の高い土地であります。添付書類として資金調達計画書、排水については、公共下水道、本管へ放流します。また、立地には農地が点在しておりませんので、支障ないというふうに思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

推進委員 〇〇〇地区推進委員□□□です。現地調査を行った結果、申請地周辺は宅地化が進んでおり、住宅街の中に1ヶ所ある農地が、今回の申請地で、現在は休耕されて、保全管理の状態です。近くに農地はありますが、影響はなく、特に問題はないと思われま。以上です。

議 長 ありがとうございます。他にはございますか。

議 長 ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

（委員より意見無し）

議 長 それでは無いようですので、申請のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（委員全員の挙手あり）

議 長 全員賛成ですので、議案第3号番号3については、許可相当と

決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。議案第3号は以上となります。

議長 日程第5議案第4号、「統合調査の集計結果について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号「統合調査(利用状況調査・荒廃農地調査)の集計結果について」を説明いたします。議案書の4頁、議案第4号資料をご覧ください。それでは説明いたします。令和3年度より、農業委員会が行っていた「利用状況調査」と、農政部局と農業委員会が協力して行っていた「荒廃農地調査」が統合され、一筆ごとの状況整理を明確に行う統合調査となりました。現在、農業委員会の必須業務に「農地利用の最適化」が加わり、農地状況の整理、土地所有者や耕作者の意向の把握、担い手への集積・集約の推進などがございます。これらをより効果的・効率的に進めるために、地域の状況に合わせた遊休農地の解消方法の検討、発生要因の分析などの必要性から、今回の調査結果について皆様にご報告させていただきます。まず管内の農地面積をご確認ください。現在の農地面積が8,021,551㎡となっており、昨年度の調査時期における農地面積から38,426㎡の減少となります。次に遊休農地の面積ですが、Aは比較的軽い遊休農地、Bは中程度の遊休農地、Dは特殊で遊休化の理由が耕作者不明等の農地として分類されます。皆様の調査結果を基に、今年度のA・B・D合計面積1,145,666㎡を比較した結果、昨年度より15,700㎡の増加となりました。次にCは周辺農地に比べて生産力が低い農地となりますが、これについては町内に見受けられないとしております。最後に非農地対象農地ですが、これは遊休というレベルではなく、荒廃状況がかなり進み、すでに農地としての機能を有していない、農地としての再生が困難な農地と定義されたものです。今年度は308,790㎡と昨年度より74,184㎡増加したこととなります。これらをふまえて町内の農地状況を大まかに整理すると約82%が農地利用されており、7%が軽度の遊休農地、7%が中程度の遊休農地、4%が重度で非農地対象となる農地という事となります。なお遊休農

地解消面積のみを抽出すると、604,153 m²となります。これは農地パトロールの強化、転用、保全管理等の再開、担い手への集積による営農再開などによるものと思われます。以上が集計結果になります。こちらの調査結果については、暫定値でありこの後県等と調整し、確定値を出すこととなりますが、その部分について変更が生じる場合は事務局で調整を図りたいと思いますので、ご了承頂けると助かります。また調査結果に基づく意向調査については、最適化推進連絡会で改めて説明をさせて頂きたいと考えております。以上で議案4号の説明とさせて頂きます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件についてご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

推進委員 はい、下福田地区推進委員小林です。田畑の区別は、ないので。田んぼで言うと結構大きいのですが。

事務局 すぐには出せないのですが、後ほど田んぼと畑の割合を説明します。

議長 他にございますか。

(委員より意見無し)

議長 それではないので、議案については承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、本議案については承認することに決定いたしました。日程第5、議案第4号は以上になります。

議長 日程第6 議案第5号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に関する意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書6ページ議案第5号資料をご用意ください。説明につきましては産業振興課、農林商工担当大野より説明いたします。

産業振興課 農林商工担当大野です。議案第5号の資料をもとに説明させ

ていただきます。全部で 10 地区ございますが、かいつまんでの説明をさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。1 ページ目、羽尾中部地区の説明をさせていただきます。地域計画の区域の状況については、全体で 33 ヘクタール。そのうちの①が 15 ヘクタールという形でリスト化されておりますが、その下、(2) のところから次のページについては、地域との意見集約を行った結果をもとに記載をしている内容でございます。2 ページ目の(2) 2 担い手に対する農用地の集積に関する目標ということで現状の集積率 24%、将来目標とする集積率が 30%として記載がございますが、これにつきましては農業委員会で作成いただきました目標地図をもとに作成をした数字でございます。主要な担い手 3 ページでございますが、4 番の□□□から始まって、□□□まで終わる。主要な担い手さんという形で位置づけられた方の集約率ということで今現状 24%。将来目標とする数値としましては微増させるというような目標で 32%として、現状目標とさせていただいているところでございます。次のページ行っていただき、4 ページですね、次が羽尾北部地区となっております。こちらについては全体で 23 ヘクタールございまして、次のページ下の(2) から続く部分につきましては、羽尾中部地区と羽尾北部地区同日に説明会を行っておりますので、同じ内容のものが記載をされていることとなっております。先ほど申し上げたパーセンテージにつきましては、現状 48%で将来目標値が 61%として記載をさせていただいております。次のページ、7 ページにいていただいて下福田地区となりまして、全体に 51 ヘクタール。次のページ、8 ページに担い手の集約率が現状 25%、将来が 31%となっております。担い手さんの認定農業者としましては 9 ページに記載のある部分とさせていただいております。次のページ山田地区になりましてこちらは 87 ヘクタール。11 ページに行っていていただいて現状が 35%に対して将来目標値が 40%。12 ページで、主要な担い手の一覧がございます。次のページ 13 ページ、上福田地区、こちらが 93 ヘクタールでございます。14 ページにい

っていただいて現状 37%に対して 44%を目標とさせていただいております。15 ページにいていただいて担い手として 13 経営体の記載をさせていただいております。16 ページ、西部土地改良地区こちらが全体 149 ヘクタールでございます。17 ページ、現状集積率 28%に対して 36%が目標となります。18 ページに担い手がございますが 12 経営体を主として記載させていただいております。次のページに 19 ページ、中尾地区になりますが、こちらが全体で 59 ヘクタールでございます。20 ページ見ていただきますと、現状集積率 25%に対して将来 34%を記載させていただいております。担い手については、別紙 1 の通りという形で書いておりますが、資料がついていないので、次の説明をさせていただきます。22 ページに土塩地区になります。全体 65 ヘクタールになります。23 ページ、現状が受集積率 19%に對しまして、目標 22%とさせていただいております。24 ページに行っていただきますと、4 経営体として担い手の配置をさせていただいております。続きまして 25 ページが表平水房地区として全体 66 ヘクタールでございます。26 ページにございますが、現状の集積率 29%に対して、将来目標値が 38%。27 ページに 13 経営体として担い手の配置をさせていただいております。最後になりますが 28 ページ、両表地区が 28 ヘクタール全体面積でございまして、29 ページの集積率が 30%、目標値が 38%です。30 ページに移りまして、農業経営体として 8 経営体を発表させていただいております。中尾地区については資料が不足しておりますが、全体について簡単ですが説明とさせていただきます。

議 長 産業振興課大野さんより詳細な説明をさせていただきました。
これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

9 番 9 番能見です。現状と目標の集積面積がありますが、現状とは何年度のものをまとめたものになりますか

産業振興課 これは、農業委員会の農地ナビシステムを使って抽出していますので、最新の情報が入っている状況です。何年度と区切った

ものではなく、この計画書を作った段階のもので、今年の12月頃のデータを基に担い手の配置と集積率を出しております。

議長 他にはございますか。

議長 それでは無いようですので、議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第5号については、異議なしとして、滑川町長に意見を送付します。日程第6、議案第5号は以上になります。大野さんありがとうございました。

議長 事務局の議案第6号の説明に入る前に、先ほどの議案第4号の「統合調査の集計結果について」の田、畑の割合を事務局から説明します。

事務局 議案第4号の資料を再度確認下さい。令和6年のA緑遊休農地541,513㎡のうち、畑が364,480㎡、黄色の604,153㎡のうち畑が512,220㎡となります。再生困難308,790㎡のうち287,543㎡が畑となります。以上です。

議長 日程第7、議案第6号「農地法第3条の3について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

議長 それでは議案第6号の説明をお願いします。

事務局 改めまして、議案第6号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」をご説明いたします。今回の件数は1件になります。資料は議案書の6頁、議案第6号 資料1-①から③をご用意ください。会長専決処分とさせていただいた本件について、説明し報告とさせていただきます。相続人は、〇〇〇町大字〇〇〇××番地×××、□□□様。被相続人は、〇〇〇町大字〇〇〇××番地×××、□□□様です。土地の所在、地目、面積ですが、〇〇〇字〇〇〇××番×××外10筆、田、4筆4,563㎡、畑、7筆11,072㎡の計11筆15,635㎡になります。届出区分は、所有権移転です。届出目的は、令和6年8月31日に発生した相続に

よるものです。こちらは、令和7年1月10日付けで受理通知による回答をさせていただいております。以上です

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

(委員からの意見無し)

議 長 それでは議案第6号の質疑を終了いたします。日程第7は以上になります。

議 長 日程第8、議案第7号「農地法第5条(届出)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号「農地法5条(届出)について」。議案書の7頁、議案第7号資料1と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は1件、219㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となります。所在地は、〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、219㎡になります。位置については、議案第7号資料をご確認ください。届出者ですが東京都〇〇〇×××番×××、□□□株式会社、代表取締役□□□様です。届出事由は、売買により所有権を取得し、分譲住宅1棟を建築するため、取得したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

(委員からの意見無し)

議 長 それでは議案第7号の質疑を終了いたします。日程第8は以上になります

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了いたしました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和7年第1回総会
は、閉会することに決定いたしました。ご協力ありがとうございました。

事 務 局 北堀会長、議事進行お疲れ様でした。委員の皆様におかれま
しても慎重審議をありがとうございました。総会を終了させていた
だきますが、杉田職務代理より、閉会のご挨拶をお願いします。

職務代理 多くの議題、慎重審議、ありがとうございました。来週から寒
い日が続くようなので、体調管理に注意していただければと思
います。それでは令和7年第1回の総会を終了いたします。ありが
とうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和7年2月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 田 幡 只 夫

署名委員 石 川 光 男